

科学技術イノベーション創出に向けた
大学フェローシップ創設事業
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局
令和2年12月

1. 審査体制

文部科学省において、有識者等によって構成される「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

委員会は、「令和2年度科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業」と「令和3年度科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」を一体的に審査することとします。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求めることができます。

(2) 面接審査

- ・面接審査は、必要に応じて、機関がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に際し、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。

(3) 合議審査

- ・審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・委員会は、申請書の内容修正等を条件として、選定候補の機関とすることができることとします。

(4) 選定機関の決定

- ・文部科学省において、事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。
- ・ただし、多様な機関における取組を促進する観点から、分野指定型における各分野、ボトムアップ型それぞれの審査結果を踏まえ、選定結果を考慮することがあります。
- ・なお、委員会の審査において、申請計画の特定の取組について指摘があった場合には、補助金を減額することがあります。

3. 審査の観点

(1) 事業計画の妥当性

- ・申請機関が設定した計画は、大学としての研究力向上と博士人材育成の方針と理念を踏まえ、フェローシップ支給とキャリアパス支援を一体的に実施する戦略的なものとなっているか。
- ・策定した計画は、申請機関の現状を分析した上で、機関としての特色を踏まえ、本事業の目的に資する意欲的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか。
- ・策定した計画は、国立大学法人の中期目標や、公私立大学が掲げる大学としての理念や目標と関連しているものとなっているか。

(2) フェローシップ支給制度の妥当性

①フェローシップ支給対象の設定の妥当性

- ・大学として研究活動の強化を図る分野を明らかにしたうえで支給対象の設定がなされているか。
- ・支給対象の人数が、大学として適切な規模で設定されているか。

②フェローシップ支給に係る学内規程※の妥当性※学内規程は、申請時は(案)での提出も可とする。

- ・フェローシップ支給に関する学内規程が適切に策定されているか。
- ・フェローシップ支給額について、本事業の趣旨を踏まえ、適切に設定されているか。
- ・フェローシップ支給対象学生の審査体制・審査方針が適切に整備されているか。
- ・フェローシップ支給対象学生が果たすべき義務等が適切に設定されているか。

(3) フェローシップ支給対象学生の研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の妥当性

- ・フェローシップ支給対象学生の研究力向上に向けた取組が、分野ごとに、具体的かつ適切に計画されているか。
- ・キャリアパス支援に関する取組が、分野ごとに、具体的かつ適切に計画されているか。
- ・研究力向上の取組とキャリアパス支援の取組が一貫性を持っているか。

(4) 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の妥当性

- ・博士後期課程修了後のキャリアパスについて、具体的なポストや人数等の目標が設定されているか。
- ・将来の研究者としてのキャリアアップに繋がるポストが、自大学において確保されているか。
- ・外部のポストへの接続に向けた取組が、目標を踏まえた実効性のあるものとなっているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、一切応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における本事業に係る審査が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の業務委託先に設置する事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員が、申請機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、委員会又は当該委員自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。